

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十二第

行發日一月二十年五十五大

論叢

足利時代の通商貿易……………教授 文學博士 三浦 周行
 家屋税の本質……………教授 法學博士 神戶 正雄
 表定運賃論……………教授 經濟學博士 小島昌太郎

時論

英國労働黨の農政方針……………教授 法學博士 河田 嗣郎

說苑

マックス・ウェーバーの政策論の根本概念……………講師 經濟學士 藤田 敬三
 露西亞に於ける農政改革とその效果……………經濟學士 吉川 秀造

雜錄

領主擁護の農民騷動……………教授 經濟學士 黑正 巖
 民文に就きて……………教授 法學博士 財部 靜治
 美濃名森村の地割制度……………教授 經濟學博士 木庄 榮治郎
 サミュエル・ペイリー……………講師 經濟學士 森 耕二郎
 最近の露國組合運動……………和歌山高等商業教授 經濟學士 岩城 忠一

法令

健康保險法施行令・外國人土地法施行令

附錄

本誌第二十三卷總目錄

（禁 轉 載）

時論

英國労働黨の農政方針

河田 嗣 郎

一

前世紀の中葉以來英國が商工立國の方針を採り、自由貿易政策に據つて進むやうになつてからは、農政問題は殆んど捨て、顧みられないことになつた。そして國內の農業は荒廢に傾き農村疲弊して農民著しく減少するに至つたけれども、それはたゞ自然の成行として多く悲まるゝことも憂へらるゝこともなかつた。然るに其後漸くに表はれ來りたる商工主義の行詰りと農業不振の甚しき状態とは、稍々保護政策的な氣運を見るに至らしめ、統一黨の政策はその新氣運を助長せんとするものであつた。そして終に世界大戰の大時期を迎ふるに至つてからは、國內農業の復活を要求する聲が痛切に響き渡るやうになり、戦後政策に於ても亦農業振興の問題が重大問題とせらるゝことゝなつて、茲に形勢は著しき變化を呈するに至つた。

勞働黨の如きは當初は主として工業及鑛業勞働者の利益を顧慮する立場に在つたが、近時右の一般的な傾向が動くやうになつてからは、農業勞働者の利益をも等しく顧慮するの必要を感じ、其他一般的に農政問題に關して政策を致へ、其の根本的の大方針を決定することの重要なるを思ふに至つた。従て勞働黨が政權を握つて内閣を組織した時分には、農政方面に就いても、彼此れれど部分的な施政を爲す所があつたが、勞働黨内閣は短命にして倒れた爲に、大いなる政策は實施せられる所なく、その農政根本方針の如きも、纏つたものとして世に公にされる所がなかつた。然るに本年七月に至つて、勞働組合總會の一般協議會と勞働黨の全國的執行委員會と議會勞働黨の執行委員會とは、共同の名に於て農政に關する報告書を公表し、之を本年九月に開かるべき勞働組合總會と十月に催さるべき勞働黨の年次評議會とに提出するに先ち、勞働運動の各部局に對して提示することになつた。その報告書は(A Labour Policy on Agriculture, Published by The Trades Union Congress and The Labour Party)農政の各重要方面に涉つて勞働黨としての一の纏つた見地を公にせるもので、英國勞働黨と勞働組合とが農業政策上如何なる立場を執り如何なる方針を以て進み如何なる施設を行はんとするかを、その大體に於て窺ふに十分である。以下私は他山の石として其の大様を紹介してみたいと思ふ。

二

労働黨の農政報告書は先づ土地を以て人間生存の基礎と爲し、土地の力をば十分に又適當に使用することは、都會人に取つても田舎人に取つても最も重要な所と考へた。然るに英國現在の實狀に於ては土地と其上に行はれる農業といふ大産業とは、國家が之を期待するだけの物質的の收穫と社會的效果とを齎さず、農村は一方に於ては時代後れの土地制度に苦み、他方には又農業の繁榮を促進することに對する一般的なる公共の閉却と效果なき方策とが時代毎に交互に表はれる状態より苦み續けた。斯くて國家は今や現在の狀況を以て満足する態度を持續することは出来なくなつた。國家は既往半世紀間の農村疲弊の勢を阻止しなければならぬ。そして勇敢なる建設的政策に依て「より善き農業状態」(Better Farming)と「より善き業務」(Better Business)と「より善き生活」(Better Living)との三重の効果を贏ち得なければならぬとした。

此の目的を達せん爲に労働運動は、土地の公有制を布くこと、農業々務を社會的任務たらしむべく改造することの方針として持するものであつて、現狀の如き土地の悪用と農業勤勞者の生活状態とは到底堪へ得べからざるものである。労働運動の根本方策は、農業をば繁榮する産業として確立し、農村をば現時の國民の當然の道德的權利たる種々の機會と愉快とを享受する所の社會として建設せんとすることに存すとした。

然らば先づ土地の公有制について労働黨は如何なる見地より之を行はんとするか。労働黨の見

る所を以てすれば、英國農業の將來に於ける進歩は、小作制度の改正に依頼するものとせられる。そして土地公有制は次の如き理由よりして農業の有効なる開發の爲に必要だと考へられるのである。即ち元來小作制度の下に在つては地主は地主たる役目を果さなければならぬ。然るに英國の地主は土地に必要な資本の供給を爲すを怠つて居る。その狀況は到る所に於て土地の資本的設備の廢亡に徴して知り得られるのであつて、建物は腐朽し、家畜や機械に對する適當なる屋舎は缺けて居り、牝牛や豚の現代的な厩舎は見るに由なく、一般的に維持資本が著しく缺乏して居る。その上土地の灌漑排水設備も無い。然るに尙ほ地主は農業々務をして善き状態に在らしむるやう之を維持し又改良することにも怠つて居る。そして地主は動もすれば土地を遊戯場や狩場やに用ゐるのみならず、之を所有することに依て社會的利便を得ることを目的として居るに過ぎざる者が少くない。

地主は又屢々土地を賣買するが、土地に對する需要者の競争は地價を段々に騰貴せしめ、其結果土地を買取つて農業を營まんとする者は、地價として多額の資本を固定するものだから、業務の爲に用ゆべき流動資本に事を缺ぐこととなり。若し土地が抵當信用に依て買取られる場合には、其後の土地収益は利子として農業の範圍外に在り全然之と關係無き人の手中に歸してしまふことになる。そして其等の人々は農業に對して一種の支配權を握ることになつてしまふ。

土地公有制を行はなければならぬ最も重要な理由は、たとへ如何なる方法を以てするも國家が農業補助の爲に金を使へば、少くとも其の一部分は必ず地主のポケットを肥やすことになるを防止難い點に存する。此事は土地私有制の下に於て國家に依り行はれるあらゆる改良事業に對する樞要なる反對理由で、研究調査にまれ、教育にまれ、灌溉排水にまれ、其他如何なる改良でも、其の促進補助の爲に用ゐられる公費は、必ずやその一部分は、事業の爲に何等頭腦も精力も用ゐない仲間たる地主に對する無償の給與となつてしまふ。然るに今國家があらゆる農地の所有者となれば、彼は農業に對して實に有效なる援助を爲し能ふのである。

三

土地國有の方針はそれで定まり理由もほゞ明かになつたとして、次に問題となることはその實行方法だが、之に就いては労働黨は、英國現時の大地主制は土地公有制を以て之に代へなければならぬ必要の甚だ切迫せるものであつて、徐々に又部分的に之を實行するを許さないから、労働運動の一般政策としては、あらゆる農業地方に於ける農業所有地を悉く新所有制に移さんとする。即ち土地の所有は、國家の手に歸すべき法律を制定し、其の實行に必要な舊所有者賠償の準備さへ整へば、法律上に定めたる期限より後れない時期に於て之を公有に移さんとするのである。たゞ都會近郊の農地にして半住宅地的な價格を有するものや、小農地を包含する或種の自作

農地の如きは例外として取殘され、公共の必要が之を公有にすることを餘儀なくする迄は、そのまゝ例外として私有に残し置かるべきものとす。

即ち労働黨は全國の農地を一時的に國有に移さんとするのであつて、漸行的ならず又部分的ならざる點は、公有論の實行策としては最も注目に値する所たらざるを得ない。

所有を奪はれる地主はその所有地の年次價格を基礎として賠償せられる。たゞ土地を適當の狀態に於て維持しなかつた者は減價せられるを免れぬ。そして土地國有を實行する最も實際的な方法は土地代價を土地債券に依て支拂ひ、その國債券は土地より生ずる地代收入を以て造られる減價基金に依て償還せらるべきものと爲す方法である。斯くすれば一定年數内に土地債券が悉く辨濟さるれば土地は完全に國家の有となつてしまふ。そして土地の價格は農業の進歩に伴ひ又農地が都會地と化するに連れて騰貴しその收入を増すものなれば、右の減價基金に依て保障せられる土地債券は毫も眞實に國家の負債を増すことなく、土地債券を造る爲めには何等新たな資本を調達する必要がない。土地債券は固より有價證券として市場に賣買せらるべきものとす。

四

斯くて國有にされたる農地は如何にして之を管理し、その耕作其他の利用はどの道に依て行はるべきや。之については労働黨は、小作に關する現在の契約と習慣と事情とは、新たな事態が

その改正を必要とする迄は公有制の下に於ても持續さるべきものと見、その新事態については小作人と國家又は地方自治體を代表する地方農業委員會との間に公明なる協議の行はるべきものと考へて居る。現状のやうに小作人が個人々々たる所に在つては小作人はその小作地が公益上必要とせられる場合の外、又彼が悪しき小作人たることなき限り、依然その小作地を持續することが出来るのであつて、農業の改良を行ひ收穫の増加を圖らんとする農家は決して毫も公有制に變化することを恐れる必要はないと説かれてある。

労働黨は地方農業委員會も亦適當な場合には自ら廣大な地面を耕種すべきものと見て居るが、その直營制は小作制を凌駕することなかるべきものとし、小作制を以て土地耕作の正常的方法たらしむべきものとして居る。然し地方委員會は事情に適應して適宜の政策を行ふことについては十分なる權限を有し、或場合には小作制による小農地制を廣く行ふを以て有利とする場合もあるべく、又或場合には公益會社を起し又は産業組合の類を設けて大農地の大規模經營を行はしむるを有利とすべく、又他の場合には委員會自身が公權力による直接經營を爲すを要する土地を耕作するを可とすることもあらう。

土地公有制の下に於ては、農業をば一の大きいなる公共的業務として取扱ふ可能性は甚だ多大なるべき筈であつて、その指導はその道に於ける事情に最もよく通曉せる者の掌中に置かれ、官僚

的な傾向の生ずることなきやう十分の注意の拂はるゝを要すると同時に、眞に國家に對する奉仕的精神を以て農業を改良進歩せしむることに一生の努力を捧げんとするやうな人々の共同的な作業を爲さしむる範圍を擴張することに、注意を要するものとす。その實行上の方針は地方農業委員會に依て定めらるべきものであるから、この委員會は甚だ重要な地位に立つこととなる。

そこで労働黨は現在の地方農業委員會を大いに改造せんとす。即ち各委員會は農企業者及農業労働者の各團體より選ばれたる同數宛の委員とカウンチー、カウンシル及び他の適當なる團體の指名推薦せる經驗家中より農務省の選任せる人々を以て組織すべきものとす、後者は小農地保有者を包含し、この部類が委員中の多數を占むべきものとす。そしてその地方に於ける農業に關して起るあらゆる問題はこの地方委員會の審理に屬すべきものとす、その權限は農業々務を善良の状態に置くべきこと、耕作方法を改良すべきこと、保存に必要な處置を爲すべきこと、を強要するを得るものとす、農民にして甚しく管理を誤る者あらばその耕作地を取上ぐることも出来るものとす。

委員會の下には別委員會を置く。即ち例へば土地の貸付、農地の適當なる資本的設備、土地の適當なる使用、地代及公課の徴收等のことは、その權限に屬するものと爲す。又他の副委員會は農業教育、家畜、肥料及糧秣、運搬及販賣等のことを簡掌する。

この委員會と副委員會とは土地の地代を決定するには適しない。この目的の爲に各カウンチー毎に地方土地裁判所を設くるを可とし、その役員はカウンチー、カウンシルと協議の上農務大臣が任命する。

農業を維持し奨励せんが爲には、地方農業委員會の外に更に中央に全國的農業委員會を置く。

中央委員會の各委員は農業に關する諸方面の問題に就いて夫々専門的智識を備へたる者なるを要し、先づ金融方面の委員、次には土地耕種方法に關する専門家、運搬、動力等に關する専門家、更には農産物の販賣及配給に關する智識を有する者、労働問題及事情に關し専門的智識を有する者等を必要とする。就中金融委員は國有地の地代の決定や農業金融の處置等に關する首腦者として働くべきものとし、運搬及動力に關する委員は彼の石炭問題に關して労働黨が造らんと欲して居る所の動力及運搬委員と密接なる關係を保ち動力と運搬との配給施設に關し農業と農民との有する特殊の利害を顧慮し要請を爲すべきものとする。販賣及配給方面の委員は適當なる販賣と配給との組織に關する事務を司り言ふ迄もなく常に運搬委員と協調を保たなければならぬ。次に耕種方面の委員は一方に於ては農業調査及び教育機關と接觸を保ち他方には地方農業委員會の教育的施設及び耕作者の團體と協調して進まねばならぬ。次に労働委員は先づ主として賃金に關する問題、雇傭及其條件に關する事項を管掌しなければならぬが、農村住居問題についても常に保健

上の注意を促すに努めねばならぬ。そして此の中央委員會は農務大臣の司會の下に期日を定めて規則正しく會合し地方農業委員會の代表者と會見して農業及び農村に關する諸問題について討議を爲すを任とすべきものである。

要するに斯くの如くにして土地の國有制を行ひ農業の促進を圖らんとするのだが、之を爲すに就いて勞働運動の目的とする所は、最も經濟的にして有效なる方法により社會の爲に社會の力に依て土地の最上なる可能的使用を爲さんとするに存する。そして勞働黨の信する所を以てすれば、一と度國家が土地の所有に依り農業の成否に關し直接の任務を帶ぶるに至れば、國家は充分なる資本の供與と研究及發意の獎勵とに依つて、農業を維持し發達せしむるに必要な積極的な行動を爲すを得るものとせられて居る。然し結局する所農業の隆替は自ら耕作を行ふ人々の責任に屬する次第だから、此等の人々に就いては職業の誇と公共的精神とが發揚せられんことを希望しなければならぬとせられる次第である。

五

さて上に示す所は農地の所有と農業の進歩とに關する方面であるが、次に農業勞働者に關しては、勞働黨は先づ勞働者の生活を保障するに足る賃金制の布かれんことを必要と見る。即ち勞働黨は如何なる産業たるを問はず之に従事する勞働者には生活を保障するに足る賃金の給與せらる

べきやう組織されねばならぬと見るものであつて、農業固より其例に漏るべきにあらずとする。此の理由からして労働黨は曩に労働黨内閣に依て組織せられたるイングランド及ウェールズの農業賃金局を歓迎するのである。賃金委員會設立以前に於ける英國農業賃金は洵に低安なるものであつた。そして農企業者は安い賃金を支拂ふことに慣れ、それが結局労働者の能率に反映し又労働者に對しては不正を働くものなることを忘れて居た。その際に當つて賃金委員會の設けられたるは實に喜ばしきことであつたのだが、その當初の計畫は自由黨の反對の爲めに妨げられ、現狀に於ては賃金局は決して十分なる働を爲して居るとはいへない。されば之をして十分有力なるものたらしむることが、労働黨の組織すべき第二次内閣の重要任務でなければならぬ。

然し其間労働者の側に在つては、堅固なる組合を組成しそれを通じて共同の主張を擧げるに努めなければならぬ。之を爲すに依て其經濟上の實力は大いに涵養發揮さるべきである。労働黨は經濟的なるデモクラシーを信奉するものであつて、農業に關しては農業労働者が今少し責任ある地位を取るべきことを要望する。即ち之を労働者の利益より見るも又之を産業としての利益より見るも、業務上に於ける労働者の責任範圍を擴張するは希はしき所である。農業の技術的發展に於ける急速なる進歩は孰練労働に對する新分野を供與し労働者より新性能を要求すると同時に彼等の上に新なる責任を課しつゝある。此の新狀態より利便を得しめん爲めには農業労働者をして

十分なる教育上の施設を利用するを得せしめなくてはならぬ。そして農業労働者にはたゞ單に手工的な熟練を積ましむるのみならず、農業の實行とその經濟的組織とに關する根本の科學的一般知識を與ふるやう十分なる努力と施設が爲されねばならない。地方農業委員會には農業労働者の代表者をも参加せしむることが、實に労働者をして農業の將來に對して勢力を有つを得せしむる所以であつて、同時にその現状と將來とに對する支配に關して参加するを得せしむる所以である。

次には農業労働者にして眞に土地を獲んと希望する者あらば、其の住家に接續して小農地を獲得する便宜を與ふべきである。或地方に於ては農業が小農制として開發せらるゝを不可とする地方もあるが、然し又一般的に小農地制を排除すべき理由はない。土地公有制は多くの場合に於て村落建設上の經營をしなければならぬ次第で、其の場合には農業者をして住家と菜園と一定區域の小農地とを得ることの出来るものと爲すは洵に適當なことたらざるを得ない。固より之に依て農業労働者の低き生活程度が急に大いに向上すべしとは信じられないが、然し現時の農業組織より來る劣悪なる状態を少からず緩和改善することの出來得べきは疑ひない。

英國農村の住居状態は甚だ宜敷くない。大戰前に在つては農村住家の缺乏甚しかりしに加へて、既存のものは古くて闇くて濕氣多くて頗る健康に害あるのみならず、一般的に農村生活を害

し引いて農業生産に悪影響を及ぼす所少からざる有様であつた。特に農業勞働者中の多くのものは農場附屬の住家 (Tied Cottage) に往まねばならぬ餘儀なき状態に在つた。之に住はざる限りは住居を得る能はず、然かも之に住めば其の居住状態の悪しきを彼れ此れいふ餘地はなく、又解雇せらるれば全然住むに家なき悲惨なる境遇に陥る外はなかつた。従て農村住居問題は實に重要な問題として其解決の爲には政策上大いに頭を悩ましたのだが、之には大いなる困難の伴ふを見通し難い。それは農業勞賃が低廉なる爲めに多くの勞働者はたゞ低い家賃しか拂ひ得ない状態に在り、従て彼等の爲に借家を供給する業務は業務として引合ひ兼ねたのである。然るに戦後に至つては更に建築費の騰貴を來した爲めに、家賃と勞賃との不釣合は一層甚しくなり、村落自治體の如きは問題解決の衝に當るべき當の責任者なるに拘らず、敢てその責任を果さうともせず、又實際果すことの出来ない状態に在つた。

現在に於ける農村の小住家は之を三種に區分するを得る。(一)は其状態居住に適し十分現時の標準に合致しては居ない迄もともかく其備用ゐて差支なき部類である。然しこの部類に屬するものは實際には甚だ少い。(二)は修繕を要し相當の金さへ掛ければ居住に堪え得るものとなる部類であつて、此種の住家に對しては村落自治體はその家主に修繕を命ずることが出來、若し之に應じなければ自治體自ら修繕を行つて其費用を所有者より徴收するを得ることになつて居る。(三)は全く

居住に適せざる家屋であつて、此種のものに對しては村落自治體はそれが居住に適するやうにせられる迄之を閉鎖するを得、若し家主が適當の改繕を爲さざるに於ては自治體は之を全然閉鎖するか破壊すべき命令を發するか、出來ることになつて居る。

されば農村の住居問題に對しては、此上新法令を造る必要よりも右の如き自治體の活動を十分ならしむべき實際上の働を爲すこと、新たに家屋を建築して供給すべき實質的援助を爲すこと、を以て適切の處置とする次第である。

農村住民の爲には住家の缺乏と不足とのみでなく其の以外に尙ほ大いに缺けたるものがある。それは農村には現代的なる諸般の愉快と適意とを享受すべき設備の無いことである。然し今後の村落經營は都市計畫同様に村落を一の社會として現代的に建設するといふことでなければならぬ。その爲には何れの村落も運動及娛樂場や、公の集合場所を有しなければならぬ次第で、其場所が村落社會生活の中心となり、其他村落圖書館や村落音樂堂舞踊場等の設備をも有たなくてはならぬ。此等の設備を爲すことは村落自治體の任務であつて、國費の補助に依り之を實現すべきである。斯くの如くにして村落生活が智的にも享樂的にも充實したものとなれば、それ自身一の獨立せる現代的な社會生活となり得て、村落の人々は徒らに都會生活に慄れることもなくなり、生を樂みつゝ業を勤むを得て、社會經濟全般に對して其負へる任務をも果たし、又社會生活

上に於ける自己解放を成就することが出来る筈である。

六

世界大戰以前に在つては、農業改良の議論をする者は主として土地の所有制と小作制との問題について論じ、土地の獨占制と地代の負擔と半封建的な階級に依て農業發展に關する支配の行はれることが、農業進歩の最も明かなる障礙だとせられた。然るに最近十年間に於ては土地所有制改革の問題も洵に重要切實な問題だがそれと相並んで農産物の販賣と價格とに關する問題が同様に重要なりとせられるに至つた。即ち若し土地國有制が實現せられ農業生産を進め其改良を行ふべき土地管理方法が實行せられるにしても、農業そのものが榮へるか榮へぬかの決を爲すものは農業者がその生産物に對して受取る所の代價でなくてはならぬ筈で、之が最も重要な決定要素である。然るにその代價の高低は農産物の販賣と配給との組織及方法である。從て之が重要な事項たらざるを得ないのである。現状に於ては生産者と消費者との中間には廣大にして複雑なる商業組織が出来上つて居て、生産者は比較的僅少の代價収益しか得ないのに、消費者は高い代價を支拂はねばならず、其の中間商業あるが爲めに生産物價格の著しく高くなることは、多くの調査の結果明かにされたる所である。されば今農業状態を一般的に改善せん爲めには、土地制度を改革すると同時に、農業をば商業利益の抑壓的な支配より解放することが是非必要ならざるを得な

い。元來農産物販賣組織は生産者と消費者との利益を基礎として造らるべきもので、消費者はその必要とする生産物の供給を確實に得ることの出来るだけの代價を支拂ひ、生産者はその業務を繼續するに足るだけの正當なる利得を占め得る程度の代價を受取ることの出来る組織であらねばならぬ。然るに現在の實狀に在つては、販賣組織は少數なる中間大商人特に取引の金融上の運轉を爲す資金上の實力を占めたものが、その業務上の利益を主位に於て之を支配することの出来るやうになつて居り、それに又投機者流や數多の中間業者やが加はつて、市場は大體に於て此等の者の支配する所に委かされたる有様である。此の状態はどうしても改善されなければならぬものであつて、その改善の行はれざる限り、農業者と消費者とは共に犠牲に供せらるゝを避け難い。農業者の業務上の利得は常に少からざるを得ず又その生活程度も著しく低級なるを免れないのである。

中間商業を整理する道は、生産者と消費者とが共に各々團結して組合を組織する道に依る外はない。即ち産業組合と消費組合との發達に待つ外はない。丁抹、濠太利、新知蘭等には此の組織が大いに發達し、露西亞にも同様の實狀あり、近時北米合衆國に於ても大いなる發達を示して居る。然るに英國はその發達の未だ見るべきものがないから、その普及發達を計らねばならぬ。

農産物の市場價格の變動常なきは現時の實狀であるが、之れ亦中間商人を喜ばすのみであつ

て、消費者は大いに迷惑し、農生産者としては價格變動に乗じて利得を占むる希望よりも價格の安定に依て業務の安定を得んとする希望の大なることは、農業といふ業務の性質上からも然らざるを得ざる所であり、又實地經驗の之を教ゆる所なれば、價格安定を計ることは、頗る重大の事項たらざるを得ない。その爲めには或種の農産物に關してはその輸入を整理することの必要あるを見る。

すべて斯くの如く考ふる所から、労働黨は小麦及その製粉業、麩麩、肉類、牛乳、大麦其他の穀物、果實及野菜等について一々その政策的見地を示して居る。併し今一々夫等について茲に紹介する必要はあるまい。

たゞ一言附記すべきは農産物の運搬に關する事柄である。農産物の鐵道運搬等については、運賃運搬車の設備及取扱、鐵道の普及等のが頗る重大なる意義を有するものであるが、英國に在つては此等の點が何れも甚だ不満足な實狀に在る。そこで労働黨としてはその本來の主張である所の鐵道國有制の實行をば、此の關係からも主張して止まない。そして尙ほ農村の爲には鐵道以外に之と連絡を取るべき現代的な諸種の運搬交通機關を必要とし、農産物の蒐集の爲めに田舎の隅々までその普及せんことを必要とするから、モーター、サーヴィスの普及を計らねばならぬ。之に依て農業生産が刺戟せられ、又その生産物の配給が圓滑になつて、生産者と消費者との共に

利する所は多大ならざるを得ないと見る。

七

次に問題となることは農業金融だが、此點については前にも述べたやうに英國農業の現状は一般的に資本の欠乏に苦んで居る。元來農業の資本的設備は地主に於て農舎、道路、牆壁、排水灌漑等のことを爲し、小作人は牛馬其他の設備と普通に流動資本といはれるものを自辨する習慣になつて居るのだけけれど、近時地主は一般に土地に對する利害感を減じ、其の供與すべき資本を十分なる分量と適當なる品質とに於て供與するを怠つて居る。農地を購入せる農業者も資本を得ることの容易ならざるが爲めに概して業務の資本的設備に於て不十分なる實況に在る。

勞働運動はこの状態を觀過するを得ない。されば土地國有制の實行され完成される迄は農業に對する長期信用の道を開くことの必要欠くべからざるを見る。之に關する任務は地方農業委員會の管掌するものと爲し、私有地の小作人にして土地の改良其他の農業上の目的の爲に長期信用を得んとする者あらば、之を委員會に申出づることとし、委員會が之を承認すれば適當の貸付が行はれ、委員會は其の土地に對して貸付金及其利子の擔保として權利を獲得することとなす。そして其後に於ける地代額は農業裁判所に於て然るべく決定する。貸付の爲めには特別なる基金を設け其管理は地方農業委員會を通じて農務大臣これを行ふ。

短期信用に關しても現状は甚だ不完備である。多くの小農地保有者や其他の小農業者等は貧弱なる資本を以て其業を營み従て業務の十分なる發展の爲めに必要な資本的準備に於て著しく欠げたる所あるを免れない。そして此等の小農業者が資本を借入るゝ際には株式會社たる銀行よりするものもあるが、それ等は比較的大きな方の農業者であつて、多數の場合には商人や取引業者から借入れる。従て其所に多くの弊害の生ずるを避け難い。そして近頃は農村信用會社の設立されたるものもあり、一九二三年の農業信用法に依つて其の設立と貸付資金調達との爲めには多少の便宜が供せられるに至つたけれども、其の實際上の效果は多く見るに足るものがない。然るに他方農業信用組合運動が今や漸く其の地盤を固めんとしつゝあるから、労働黨は此の産業組合の奨励によりその普及と發達とを期せんと欲する。けれどもその信用は農業の現時に於けるが如き幼稚なる状態を持續せしめんが爲に與へられるのであつてはならぬ。之に依て新に大いに技術を進め經營を改善し一般的に農業に新生面を開いて其の産業としての堅實なる發達を爲さしめんが爲めに、信用は之を助け之を促すものとして十分に供與せられるものであらねばならぬ。

尙農業は通貨の狀況と之に伴て生ずる物價の狀況とに依て影響せらるゝ所多大なれば、通貨政策も亦農業金融上の調節の爲めに貢獻し得べきやう考慮されねばならぬ。

次に農業に伴ふ諸多の危険を保險すべき道に關しては、從來主として營利會社たる保險會社の

經營に委かされてあるが、その保険料が高くて然かも保險の最も必要とせられる方面は却つて保險せられない缺點がある。然るに他國に於ては農民が自己の特殊利益の爲めに保險制を建て大いなる利便を得て居るものが少くない。即ち例へば北米合衆國に在つては約二千の農民相互保險會社があり凡そ十七億磅に上ざる危険を保險して居る。そして英國の營利會社が農業火災保險を行ふ場合には、其の經營の費用と利潤とが保險料に對する割合は四〇乃至五〇%に達して居るが、米國のそれは保険料の二一%に當るだけのものしか經營費を要しない有様である。又佛蘭西では今や家畜の爲めに大規模の相互保險が組織せられて居る。そして諸外國では共濟的な保險の原則が農民利益の多くの方面に適用せられ、家畜保險、火災及損害保險、收穫物の降雹被害保險、害虫其他植物病症保險の如きが、漸次大いに發達しつつある。

英國の現在に於ける農業保險は小農業者の相互保險たる *Cottagers' and Small Holders' Mutual Society* と農業者保險 *Farmers' Insurance* とに二分せられる。前者は本來家畜の爲に設けられたる相互保險であつて甚だ有效な働を爲して居る。後者はその組織粗弱にして其働十分ならずたゞ事故の生じたる後に一定の基礎に従ひ掛金を集める風な仕事をして居るに過ぎない。されば英國に在つては今後どうしても有效な農業保險が制定されなければならぬ。其爲には農業上の危険に關して十分なる専門的な調査を行ひ、國家に依て組織せられ管理せらるべき保險制に依て保險す

べき見地を以てそのあらゆる方面に涉り之を包括する調査研究を遂げる必要がある。

八

次に農村に於ける教育の問題に關しては、英國に於ても農業教育と農事試験との爲に既往二十年来多くの注意と努力とが拂はれたけれども其の効果は遅々として舉らない。農事試験の結果得られたる智識を實地に應用する迄に中々連絡が圓滑に又敏速につかないで、農民をしてやはり昔風に經驗をのみ尊び智識を尊敬するに至らしめない。然し労働黨は是非教育の徹底を期するものであつて、然かも農村に於ける一般普通教育の普及と有効化とを希望する。そして先づ最も初等教育に力を注ぎ其の改善を圖ると同時に補習教育を擴張しなければならぬと見て居る。農村に在つても児童を將來の發展を期すべき一人格として教育することは必要缺くべからざる所で、其意味に於ては農村教育はやはり廣き國民教育の綱の中に編み込まれたるものでなくてはならぬ。百姓に教育は不用といふ見解に對しては極力反對するものである。

農村の初等教育に於ては主として自然に關する智識を與ふるを可とする。そして補助教育に於ては農村といふ環界と農業々務とを考へ農業上の諸問題に關する智識を與ふるに努める。そして此の初等教育を改善して有效のものと爲すと同時に、補助教育を擴張して、將來の農民をして事物を合理的に科學的に考察しその生活と業務との上に科學的智識を働かしめるやうにすることが

肝要だとせられる。尙又成人に對しても職業的ならざる教育を與へる機會を多く造り、その人格的修養を十分ならしめ、以て一般的に田舎人士をして都會人に劣らないやうな教化的機會を享受するを得せしめんとするのである。

特に農業技術に關しては、農業の進歩を齎さんとする努力が盛に行はるれば行はるゝほど技術的教育の必要が感じられるであらう。今後は益々多く科學的に訓練されたる農業家を必要とするが、農村經營の爲めには又多くの技師と研究者と指導者とがその夫々の任務の爲めに訓練さるゝを要する。そして農業に於ける地方的教育と指導事業とは、講義を行ひ又模範を示す所の *Farm Institutes* を多數にすることに依て行はれねばならぬ。其れは各村に一個づゝあり各々模範農場を附屬せしむるを要する。

地方自治體の農業役員と指導的任務に當る者即ち地方事情研究の爲めに専門學校や大學に附屬せしめられ實際問題に就いて指導を爲す所の者との間には、大いなる共同作業が行はれるを要する。

農業に關する高等教育は農事試験と互に連絡しつゝ大學に於て授けらるべきものとし、その役員も學生も共に一方には教課と實驗とを密接に連結すると同時に、他方には大學に於ける他の分科との連絡を十分にするに努むべきである。そして大學の農業教育はたゞ單に教師と指導者と研

究者とを造り出すに盡すのみならず自ら農業に従事せんとする者を養成しなければならぬ。尙又各村落は教育と模範とに關する地方的任務を組成する責任を負へる首腦者 Director of Agricultural Services を有するを可とする。されば大學の農學部と農事試験場とは例へば Farm Institutes に於て特別講義を開く等のことを爲すは望まじきことであり、斯くすれば、研究實驗と教課と實際との接觸を保つことに大いに貢獻する所あり得べきである。

何と謂つても科學的なる研究の結果を農業の實際に適用する道を考へなくては、農業の眞實の發展は期し難い。如何に土地の國有制を行ひ、其の經營方法の改善を圖り、農産物市場を整頓するとも、この根本的なる研究がなされなくては、永久的な計畫として農業の發達を實現することは出來難い。現今既に斯かる研究の基礎は供はつて居るのであつて、その研究は専ら大學に於て行はれ政府は之に資金を給して其の研究を助くべきである。大學をして此の研究を行はしめることは確かに有效な方法たるを失はず、之に依て現存の研究團體と行政機關とを利用するを得、其の研究上の取扱を種々多様なを得しめ、政府の形式主義を免るゝを得しめ、そして研究の任に當る人々は一方には純科學の研究者と接觸を保つを得ると同時に他方には農務省の教育方面と連絡を取ることが出来る。そして又農業指導の任に當る人々を通じては農業の實際と連絡するを得農村に於ける地方的實際問題と接觸することが出来るのである。然し斯かる實狀は更に大いに財

政的なる補助を豊かにして十分有效なる研究を進むるを得るものたらしめねばならぬ。其爲には充分なる資金の用意を爲し、その基金は大學や専門學校に於ける選ばれたる又適當なる研究の共同なる働を爲さしむる道筋に於いて用ゆべきものとす。

斯くて各中心は有爲堪能なる指導者を有するものと爲し、農業に當る人々は此の指導者の存在することを十分に知りて之を利用するに至らなければならぬのであつて、政府はその宣傳の爲には更に大いに爲す所なくてはならぬ。

要するに勞働運動は左の主なる要請を有し特にそれ等の種々なる機會は總べての農業勤勞者に依て利用せらるべきものたらしめねばならぬ點に重きを置く次第である。

- (一) 農村に小學教育と補習教育との學校組織に依り良き一般的なる教育を布くこと
- (二) 地方的なる農業教育と模範との有效なる組織を立て、兩者共に所謂大學擴張的な形式により講義と模範と夏期學校と實地の助言及指導との道により、又農業上の研究所の増加と擴張とを行ふこと

- (三) 大學と連絡を保ち農業専門學校に於ける農業高等教育の健全にして有效なる組織を造ること
- (四) 研究の機能を十好且有效ならしむること

さて右は農業教育に關することであるが、尙ほ農村に對する政策としては農村工業に關する問

題が考へられねばならぬことは現今普通に信じられて居る所である。其所で労働黨は之に關しても意見を公にして居る。その見る所を以てすれば、繁榮する田舎工業を有するといふことは、農村文明の發達の爲には欠ぐべからざる所であつて、有爲活潑なる農村生活を以てするにあらざれば都會の巨大なる力を緩和することは不可能なりとせられる。そして労働黨は一國があまり極端に工業化してしまふといふと國民生活は困難に陥るものなれば政策上都會人口に對して適當に多數なる田舎人口を維持することが必要欠ぐべからざる所と見るのである。そして田舎工業獎勵の爲めには純然たる工業が田舎に於て行はれんことを推奨すべきであつて、ツェッコ、スロヅアキアに於ては農村の真中に工場が建つて居るが、あの式であらねばならぬ。斯くすれば工業労働者もよき環境の中に働くを得ることとなり、農業労働者も亦變化ある社會生活とより大いなる社會組織の供する生活上の愉快とを享受し得ることとなつて結構である。

然るに田舎に工業を扶植せん爲めには運搬費の大なることが大いなる妨を爲し、其事又石炭と動力との價格に影響せざるを得ない。されば農業の發展及改良の爲には動力供給の問題が甚だ重要な事項たらざるを得ない。元來一般的にはあらゆる職人と農家とは燈火と暖爐と動力とが安價に且十分に供給さるゝを理想とするのであつて、田舎に於てはそれは電氣の供給として表はれるのが最も當を得たるものである。茲に於てか労働黨はあらゆる利用の爲にする農村電化の必要

を痛感するものであつて、其爲には勞働黨の計畫し主張する彼の一般的なる動力及運搬委員會の設置が早く實現して、農村方面のことも其働の一として解決せられんことを切望して止まないものである。

九

以上は A Labour Policy on Agriculture に示されたる英國勞働黨の農業政策上に於ける大體方針の概様である。その示す所は格別特に耳新しいものもなければ、政策として特に卓越せりと思はれるものもない。その指摘する何れの方面も既に廣く世に知られ其の政策の必要とせられて居る方面ばかりであり、又その政策としての方針も實行方法も普通に考へられて居るものに過ぎぬ。土地國有制の如きも、今日の行詰れる農業を救ふ根本方策としては出來得る限り土地の資本性を滅却するを要すること吾々の常に論じて止まない所であつて、其爲には土地公有制を實行することが結局避くべからざる所で、それに依て土地の資本的性質が全然亡くなるわけではないにしてもその賣買移轉が行はれなくなることでだけでも大いに資本性を緩和するに足るは、疑なき所なりとする。小作問題の紛糾せる所に在つてはその問題の根本解決の爲めにも土地國有制は必要とせられるが、小作問題のさほど喧しくない所に於ても農業々務の一般的性質より考へて土地私有を公有に移すことの必要が感せられ、英國勞働黨が今これを實地政策上の根本綱領として示す

も、洵に其意を知るに易き所である。

其他農業々務組織の改善、農産物販賣組織及方法の改善、運搬状態金融状態等の改善、農業保険の施設、更には農業教育の充實、農村工業の奨励、農村電化の實現等、何れも皆當今諸國に於て必要欠ぐべからずとせられる問題であつて、その政策上の方針はその儘これを我國にも適用し得べきものばかりである。つまり此等は現今農業振興の爲にせらるべき根本策として諸國に共通なるものであつて、此等の方面に於ける示されたる如き改革と改善と新施設とを以てするの外、現今一般的に農業を救ふべき策はない。特に農業労働者と農村住民との爲に田舎文明を充實しその向上を計り田舎人士の生活をして都會住民に劣らざる文明的のものたらしめんとする方針は、吾等の最もその必要を感じ常に之を唱道する所である。

示されたる方策には何等新奇なるものなしと雖も、その新奇ならざる所に却つて責任ある政黨としての實際的政策としての提議の價值あるを認め得られる。私はその示されたる各方面とその各方面に於ける政策方針とが私の常に主張する所に符節を合するが如くに一致するを見て(拙著『農村問題と對策』參照)甚だ我が意を得たりと感ぜざるを得ざると同時に、當今の農政方針が根本に於ては大體斯くの如きを出でざるを確信するものである。